

○立科町お試し移住体験住宅利用の手引き

1 はじめに

(1) 当該施設は令和5年度に改修した教員住宅を、教員の入居がなく、空いている場合などに、立科町への移住を検討されている方に貸付け、一時的に立科町の自然や生活環境の体験、地域住民等との交流体験の機会を提供することで、**移住をより具体的に検討していただくための施設**であり、ホテルや旅館と異なります。

施設の利用、終了手続き、施設利用料などは教員住宅貸付規程の規定を準用します。

以上の趣旨を御理解いただき本手引きに記載のルールを守ってご利用くださいますようお願いいたします。

2 ご利用案内

(1) ご利用いただける方

立科町への移住、二地域居住を検討されている方で、立科町以外に住所のある方に限る。(観光・レジャー・避暑等、移住以外での目的の利用ではないこと。)**「立科町空き家バンク」**に登録があること。

(2) 利用日数

5月1日から翌年2月までの期間内での1か月以上3か月以下の期間
なお、利用の初日は土日祭日を除いた平日とする。

(3) 利用人数

1部屋4名まで。(ただし、就学前幼児は人数に含めません。)

(4) 施設利用料

1ヶ月につき20,000円です。(電気・ガス・水道を含む)

月の途中に入退去する場合は、日割り計算とします。

利用料のお支払いにつきましては、お配りする振込用紙に記載された期日までにお願
いいたします。

(5) お申込み・お問い合わせ

〒384-2305 長野県北佐久郡立科町大字芦田 2602-1

立科町移住サポートセンター

電話：0267-78-5645 ファクス：0267-78-5646 メール：t-iju2@sas.janis.or.jp

3 ご利用手順

(1) 仮予約

①利用を希望する場合は、まず電話、ファクス、電子メールのいずれかで空状況の確認と仮予約を行ってください。

②仮予約後に申込書を送付します。到着後速やかに身分証明書のコピーを添えて提出してください。(様式第1号)

③承認となった場合、直ちに教職員住宅借受書(様式第2号)をご提出ください。

(2) 申込み・事前オンライン（電話）ヒアリング

- ①利用の申し込みは、利用開始2ヶ月から1ヶ月前までに行ってください。
- ②申込みには以下の物を郵送してください。
 - ・教員住宅借受申請書（様式第1号）
 - ・代表者の身分証明書（住所確認ができる書類）のコピー
 - ・「空き家バンク」利用登録申込書（様式第7号）※未登録者のみ
- ③お試し移住体験の趣旨をご理解いただき、体験住宅利用中の移住体験プログラムをご提案するため、申込書受付後にオンライン（オンライン接続不可の場合は電話）によるご案内をさせていただきます。
 - ・30分程度
 - ・オンライン会議システム「Zoom」利用
（インターネットに接続できる環境をご用意いただき、事前にメール送信する会議用URLに接続してください。）
 - ・お試し移住体験住宅および移住体験プログラムの趣旨の説明、体験プログラムのご案内

(注意事項)

- ・予約は3月から翌年2月までの間とし、1回につき1滞在（1か月から3か月以内）分までです。

なお、事前のオンラインヒアリングの結果、ご利用いただけない場合がございます。

- ・利用開始手続きは平日の8:30～15:00です（土日祝祭日を除く）。
利用終了手続きは8:30～11:00です。
- ・入居期間の更新はありません。
- ・利用中は次の期間の予約はできません。

(3) 決定

- ・予約決定後、教職員住宅借受書（様式第2号）を郵送しますので、直ちに郵送または電子メールによりご提出ください。

(注意事項)

- ・寝具は利用者自身で準備してください。
- ・予約を取消す場合は、原則10日前までに立科町役場企画課に連絡してください。
- ・施設の修繕等の理由により、予定していた利用を延期や取消しする場合があります。
万が一このことにより利用者に損害が発生した場合でも立科町では一切の責任を負いません。

(4) 利用開始

- ①移住サポートセンター到着後、鍵の受渡し、詳細説明を行います。
- ②利用期間中には、町職員が町の紹介や移住相談、体験プログラムのご案内をいたします。

(注意事項)

①利用期間中

- ・施設の利用状況やお試し移住体験住宅の趣旨に反する利用と町が判断した場合には、施設利用の承認を取消し又は退去を命じます。

- ・利用者は入居時及び退去時に職員と備品の確認を行ってください。万が一、利用終了時に破損や不足が生じた場合、利用者において修理費等を負担してもらうことがあります。
- ・施錠はしっかり行ってください。万が一盗難にあった場合でも、町は一切責任を負いません。
- ・室内は清掃に努め、清潔を保ってください。
- ・生ごみや油類（食用油など）を台所の流し、トイレ、風呂等に流さないでください。また、職員とゴミ収集場所の確認をしてください。
- ・庭は定期的に清掃をし、雑草の処理を行ってください。
- ・冬期は結露の発生に注意し、こまめに換気と拭き掃除を行ってください。
- ・降雪時には施設の庭及び道路の雪かきを、地域住民と協力して行ってください。

②車両に関すること

- ・お試し移住体験住宅までの道路は狭くなっておりますので、十分にご注意ください。また、普通乗用車であっても大きな車両については通行できない可能性がありますので、ご注意ください。
- ・駐車場でのご事故は利用者の責任において対処していただきます。

③施設に関すること

- ・施設内外は禁煙とし、火気使用厳禁とします。
- ・ペットは屋内、屋外問わず禁止します。
- ・退去前に清掃（特に換気扇、ガス台、風呂、洗面所、トイレ）をし、ゴミを適正に処理してください。
- ・万が一鍵を紛失した場合、玄関錠の交換費用を利用者に負担していただきます。
- ・近隣住民と会う機会があったら、挨拶等のコミュニケーションを図ってください。

(5) 利用終了

- ①退去日の10日前までに教職員住宅退去届（様式第7号）を提出してください。
- ②退去時は備品確認の立ち合い、鍵の引き渡しを行ってください。
- ③退去時にはアンケートを提出してください。

4 施設内の設備等

(1) 利用施設

立科町教員住宅 町（上青木） 2戸（うち1戸を予約可能）

(2) 設備・備品

①設備 台所、バス、トイレ、洗面台、和室等

②備品

- ・電化製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、こたつ、エアコン（暖房機能付き）、テレビ等）
- ・調理器具（IHコンロ、調理器具（鍋、フライパン）、食器類
- ・掃除用具（ほうき、ちりとり、バケツ、ぞうきん、ごみ箱、雪かき）
- ・洗濯用品（物干し竿）
- ・風呂設備（ガス給湯器）

(3) その他備え付

- ・洗剤類

(4) 以下は利用者でご用意ください。

- ・寝具（レンタルもありますので、お申し出ください。）
- ・ごみ袋
- ・トイレトペーパー
- ・その他必要な生活用品

(別紙)

寝具レンタル料金表

立科町内の寝具レンタル取扱店は次のとおりです。

寝具レンタルを利用される際は、1週間前までに取扱店へ連絡をお願いします。

また、寝具レンタルの取消しをする場合は、利用者の責任において連絡をすることとし、キャンセル料が発生した時は利用者の負担となります。

○ 町内の寝具レンタル取扱店

有限会社 菊屋 (立科町大字芦田 2596)

電話 0267-56-1008

寝具一式の料金 (1泊あたり)

基本料金 1,500円～ (敷布団、掛布団、枕、シーツ)

追加料金 500円～ (掛布団を羽毛に変更)

追加料金 500円～ (毛布1枚)

※料金については税抜価格となっており、変動する恐れがあるため、ご確認をお願いいたします。